

# 社会福祉法人つばさ福祉会の役員及び評議員の報酬等及び費用弁償に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人つばさ福祉会(以下「当法人」という。)の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬の額及びその支給の基準並びに費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めることによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、当法人を主たる勤務場所とし週4日以上出勤する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、社会福祉法人に関する法律(以下「社会福祉法」という。)第45条の34第1項第3号(第45条の35及び第59条の2第1項第2号において同じ)で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費(宿泊費を含む。)、交通費等の経費をいう。

## (報酬の支給)

第3条 常勤役員の報酬は月額とし、別表第1に定める1人当たりの月額及び年度総額の範囲内で、評議員会において決定する。

2 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、別表第2に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。なお社会福祉法第45条の14第9項及び定款第28条第2項の規定に基づき、理事会を開催することなく、理事会の決議があったものとみなされた場合、理事会の決議事項に同意又は確認した非常勤役員に対して、別表第2に定める日額の半額を支給できるものとする。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する非常勤役員には、支給しない。

3 評議員の報酬は定款第8条に定める金額の範囲内で、評議員会等への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、別表第3に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。なお社会福祉法第45条の9第10項及び定款第14条第4項の規定に基づき、評議員会を開催することなく、評議員会の決議があったものとみなされた場合、評議員会の決議事項に同意した評議員に対して、別表第3に定める日額の半額を支給できるものとする。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には、支給しない。

#### (報酬等の支給方法)

第4条 常勤役員の報酬等は、毎月25日に支給する。ただし、25日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、25日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日（その日が二あるときは、15日より前の日）を支給日とする。

2 報酬等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

#### (就任又は退任時の報酬)

第5条 月の初日以外の日において、新たに選任された常勤役員に支給する当月分の報酬の額は、第3条に基づいて定める額を当該月の日曜日、土曜日又は休日以外の日の数で除して得た額に、その者が役員となった日から月の末日までの日曜日、土曜日又は休日以外の日の数を乗じて得た額とする。

2 常勤役員が死亡し、又は、法人の都合により解任されたときは、死亡又は解任の当月分の報酬の額は、それぞれ第3条に基づいて定める額とする。

3 常勤役員が前項に規定する事由以外の事由により、月の末日以外の日において退職し、又は、解任されたときは、退職又は解任の当月分の報酬の額は、それぞれ第3条に基づいて定める額を当該月の日曜日、土曜日又は休日以外の日の数で除して得た額に、月の初日からその者が役員であった日までの日曜日、土曜日又は休日以外の日の数を乗じて得た額とする。

#### (再任時の報酬)

第6条 前条第2項の規定により、解任当月の報酬全額の支払いを受けた常勤の役員が解任された日の属する月のうちに再任されたときは、その月の報酬は支払わない。

2 前項に定める以外の再任のときは、新たに就任したときの例による。

#### (通勤手当)

第7条 常勤役員には、通勤に要する費用として通勤手当は支給しない。

#### (費用の弁償)

第8条 当法人は、役員及び評議員が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。

3 前2項の規定にかかわらず、第3条第2項及び第3項に定める報酬を受け取る非常勤役員及び評議員には、その職務を行うために要する費用が報酬額を上回る場合に限り、その差額を支給する。

4 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第45条の34第1項第3号（第45条の35第2項及び第59条の2第1項第2号において同じ）で定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、評議員会の議決のあった日から施行し、平成29年 月 日から適用する。

別表第1 常勤役員の報酬

役職	報酬月額	年度総額
理事（常勤）	835千円	11,020千円

別表第2 非常勤役員の報酬

役職	報酬日額 (1人当たり)	年度総額 (1人当たり)	年度総額 (合計)
理事（非常勤）	15千円	120千円	600千円
監事（非常勤）	15千円	120千円	240千円

別表第3 評議員の報酬

役職	報酬日額 (1人当たり)	年度総額 (1人当たり)	年度総額 (合計)
評議員	20千円	60千円	420千円